

令和6年12月10日
生涯学習課

国登録有形文化財（建造物）の登録について

1 主旨

令和6年11月22日に開催された国の文化審議会文化財分科会において、若林四丁目の「東京聖十字教会聖堂」について、文化財登録原簿に登録するよう答申があったので報告する。今後、官報告示を以て正式に登録となる。

なお、区内において文化財登録原簿に登録されている建造物は、今回新たに登録される1件を含め、27件となる。

2 登録される建造物の概要

（1）名称

日本聖公会東京教区東京聖十字教会聖堂

（2）所在場所

若林四丁目18番8号（次頁案内図参照）

（3）登録基準

二 造形の規範となっているもの

（4）構造、形式及び大きさ

木造平屋建鉄板葺、建築面積104㎡

（5）建築年代

昭和36年（1961）

（6）特徴

松陰神社前駅に程近い住宅街に位置する聖堂。設計はレーモンド^(※)建築設計事務所。角柱状の集成材を内側に曲げてヴォールト形（かまぼこ形）とした無柱の空間に、正面及び腰屋根に設けた窓から柔らかい光が注ぐ。祈りの場に相応しい、静謐な空間を創出している。

（※）アントニン・レーモンド（1888～1976）。チェコ出身でアメリカ国籍の建築家。帝国ホテル建設のため大正8年（1919）にF. L. ライトと共に来日し、後に自らの建築事務所を設立。戦後再来日し、数多くの建築作品を日本に残した。自身の別荘として設計した「軽井沢夏の家」が重要文化財に指定されている。

3 当該建造物画像



東京聖十字教会聖堂外観



東京聖十字教会聖堂内部

4 案内図



東京聖十字教会聖堂
(若林4-18-8)